

大分県大規模小売店舗立地法の届出に関する手引き

(趣旨、目的)

第1 この手引きは、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の適正かつ円滑な運用を行うため、法に基づく届出等に係る手続について、必要な事項を定めるものです。

(事前協議)

第2 県では、法第5条第1項及び第6条第2項に基づく届出を行おうとする建物の設置者（以下「設置者」という。）に、届出書を合理的かつ適正に作成するため、事前に、商業・サービス業振興課に届出の概要について説明を行い、その後、関係課及び店舗が立地する市町村等と事前協議を行うようお願いしています。

(出店計画概要書)

第3 県では、設置者に、別に定める出店計画概要書作成要領により出店計画概要書（案）の作成をお願いしています。

- 2 設置者は、出店計画概要書（案）をもとに関係課等と事前協議を行ってください。
- 3 設置者は、関係課等との協議を経て作成した出店計画概要書を、届出書あるいは説明会の書類として使用してください。

(届出書等の受付及び部数)

第4 届出書等は、商業・サービス業振興課に提出してください。

- 2 法第5条第1項、第6条第2項及び附則第5条第1項の届出書並びに第5条第2項の添付書類及び指針等配慮事項は、中部振興局管内に立地する大規模小売店舗の届出の場合17部、それ以外の場合は18部提出してください。
- 3 法第6条第1項の届出書は、2部提出してください。
- 4 法第6条第5項及び第11条第3項の届出書は、1部提出してください。
- 5 上記以外の届出書等で特に指定のないものは、2部提出してください。
- 6 設置者は、届出等の提出を電子データで求められた場合には、電子データでの提出をお願いします。

(公告、縦覧)

第5 法第5条第3項、第6条第3項及び第6項、第8条第3項、第6項及び第8項、第9条第3項及び第5項に基づく公告は、商業・サービス業振興課ホームページに掲載する方法で行います。

なお、法第5条第1項、第6条第1項、第6条第2項、第6条第5項、附則第5条第1項、第8条第1項及び第2項に基づく意見の届出内容の概要について、商業・サービス業振興課のホームページにも併せて掲載します。

- 2 法第5条第3項、第8条第3項、第6項及び第8項、第9条第5項に基づく縦覧は、中部振興局管内に立地する大規模小売店舗の場合は商業・サービス業振興課、それ以外の振興局管内の大規模小売店舗の場合は商業・サービス業振興課及び当該大規模小売店舗の立地場所を所管する振興局のほか、必要に応じて商業・サービス業振興課のホームページにも掲載します。

(法第6条第2項ただし書きの報告)

第6 県では、法第6条第2項ただし書き（施行規則第7条第1項）の変更を行った設置者に、書面での報告をお願いしています。

(法第6条第4項ただし書きの通知)

第7 法第6条第4項ただし書きの軽微な変更を認めるよう申し出ようとする設置者は、第6条第2項の届出と同時に、軽微変更申出書を6部提出してください。

2 前項の申出が軽微な変更に該当するか否かについては、設置者に書面で通知します。

(説明会の回数)

第8 説明会の回数は、原則1回としますが、知事が必要と認める場合には、開催の回数について設置者に別途通知します。

(説明会の日時及び開催場所)

第9 設置者は、届出書の提出を行う前に、あらかじめ、説明会の開催日時及び場所について、市町村及び地元自治会等と協議を行ってください。

2 県では、設置者に、説明会開催予定概要書の提出を1部お願いしています。

(説明会開催の公告)

第10 設置者が行う説明会の公告は、開催日の1週間前までに、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載、又は大規模小売店舗が立地する地点から半径2キロメートル以上の範囲における時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への折り込み広告のほか、以下のいずれかの方法で行ってください。

(1) 大規模小売店舗が立地する周辺の自治会等への書面による開催通知

(2) 大規模小売店舗が立地する敷地内の見やすい場所における立て看板等による掲示

(3) その他知事が必要と認める方法

(掲示による説明会の開催)

第11 法施行規則第11条第2項の説明会開催に代えて現地における掲示により届出内容の周知を行うことを希望する設置者は、届出と同時に掲示による説明会申出書を2部提出してください。

2 前項の申出が説明会を開催する必要がないものに該当するか否かについては、設置者に書面で通知します。

3 現地における掲示は、敷地内の見やすい場所における立て看板等により行うとともに、インターネットを利用することにより、法第5条第3項の公告後4月間以上行ってください。

4 前第7-2により軽微な変更に該当する旨の通知を受けている場合は、第1項の申出は必要ありません。

(説明会開催不能の場合の措置)

第12 法第7条第4項の説明会を開催できない設置者は、その旨を書面で申し出てください。

2 前項の申出が法施行規則第13条第1項の事由に該当するか否かについては、設置者に書面で通知します。

3 前項により申出が法施行規則第13条第1項の事由に該当する旨の通知のあった設置者は、届出等の周知について、大規模小売店舗が立地する敷地内の見やすい場所における立て看板等による掲示のほか、以下のいずれかの方法で行ってください。

(1) 市町村の了解を得て、市町村の公報又は広報誌への掲載

(2) 大規模小売店舗が立地する地点から半径+2キロメートル以上の範囲における、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への折り込み広告

(3) その他知事が必要と認める方法

(説明会実施状況報告)

第13 県では、設置者に、説明会終了後、速やかに、説明会実施状況報告書の提出を1部お願ひしています。

2 前項の報告書には、説明会で配布した資料を添付してください。

3 前第12—3により周知を行った場合は、掲示等による説明実施報告書を提出してください。

(意見書の提出)

第14 法第8条第1項（意見を有しない場合を含む。）、第2項の意見は、書面で行ってください。
ただし、第1項の意見はメール提出可能です。

(意見書の公告、縦覧)

第15 法第8条の意見についてはその概要を公告します。

2 住民等からの意見については、意見提出者が希望する場合には、意見提出者の氏名等は縦覧しません。

(県の意見)

第16 法第8条第4項の意見及び意見がない旨の通知は、書面で行います。

(県の意見に対する変更届出等)

第17 法第8条第7項の変更届出書は、18部提出してください。

2 法第8条第7項の変更しない旨の通知は、理由を付して書面で行ってください。

(勧告)

第18 法第9条第1項の勧告あるいは勧告しない旨の通知は、書面で行います。

(勧告に対する変更届出)

第19 法第9条第4項の変更届出書及び添付書類は、18部提出してください。

2 法第9条第4項の変更を行わない設置者は、その旨理由を付して書面で申し出てください。

(公表の通知)

第20 法第9条第7項の公表をする場合は、設置者に書面で公表の日、方法を予め通知し、公表しない場合は、その旨を通知します。

(公表の方法)

第21 法第9条第7項の公表は、県報及び商業・サービス業振興課のホームページへの掲載、本庁及び振興局の掲示場への掲示により行うほか、必要に応じ、次の方法を併せて行います。

(1) マスコミへの資料提供

(2) その他知事が必要と認める方法

(様式)

第22 法施行規則で定めるもののほか、手続きに必要な様式は、別表のとおりとします。

2 届出書等への押印は不要とします。

附 則

この手引きは、平成12年6月1日から施行します。ただし、事前協議に係るものについては、平成12年5月1日から施行します。

附 則

この手引きは、平成17年1月24日から施行します。

附 則

この手引きは、平成18年6月1日から施行します。

附 則

この手引きは、平成21年4月1日から施行します。ただし、平成21年9月30日までに県に提出された書類については、改正前の様式による提出も改正後の様式による提出とみなします。

附 則

この手引きは、平成30年4月1日から施行します。

附 則

この手引きは、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この手引きは、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この手引きは、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この手引きは、令和6年6月30日から施行する。

別 表

出店計画概要書

様式1	変更届出を要しない事項の報告書（6）
様式2	軽微変更申出書（7－1）
様式2－2	軽微変更承認・不承認通知書（7－2）
様式3	説明会開催回数の通知書（9－1）
様式4	説明会開催予定概要書（10－2）
様式5	掲示による説明会申出書（12－1）
様式5－2	掲示による説明会承認・不承認通知書（12－2）
様式6	説明会開催不能事由書（13－1）
様式7	説明会開催不能承認・不承認通知書（13－2）
様式8	説明会実施状況報告書（14－1）
様式8－2	掲示等による説明実施報告書（14－3）
様式9	意見書（市町村用）（15）
様式9－2	意見書（一般用）（15）
様式10	大規模小売店舗の届出に対する意見（17）
様式10－2	大規模小売店舗の届出に対する意見（意見がない場合）（17）
様式11	届出事項を変更しない旨の通知書（18－2）
様式12	大規模小売店舗の届出に対する勧告（19）
様式12－2	大規模小売店舗の届出に対する不勧告通知（19）
様式13	勧告に対して変更しない旨の通知書（20－2）
様式14	公表通知書（21）
様式14－2	公表しない旨の通知書（21）